

候補地の一次選定方法（案）について

机上調査と現地踏査を行い、適地の絞り込みを行うこととする。

1. 評価方法

(1) 机上調査

最終処分場立地に関する法規制に基づくゾーニング手法で設定した規制条件以外で、最終処分場の立地に不利、あるいは不適となりうる区域等について、表1に示した項目の適地への該当状況を確認する。

表1 机上調査する項目

No.	規制区域	内容説明
1	砂防指定地	砂防設備を要する土地または一定の行為を禁止する区域。
2	山腹崩壊危険地区	雨や地震などの影響により、山の斜面が崩れ落ちる危険がある地域。
3	深層崩壊溪流区域	斜面崩壊のうちすべり面が表層崩壊よりも深部で発生し、比較的規模の大きな崩壊現象の発生のおそれのある溪流。
4	地すべり地形箇所	地すべり変動によって形成された地形的痕跡である「地すべり地形」の分布を示した図面の箇所。
5	地すべり防止区域	地すべりによる崩壊を防止するため、排水施設、擁壁等を設置するとともに、一定の行為を制限する区域。
6	地すべり危険地区	土地の一部がすべりだす危険がある地区。
7	崩壊土砂流出危険地区	大雨などの影響により、谷沿いの不安定な土砂が水と一緒に一気に流れ出す危険がある地区。
8	活断層、推定活断層から1km以内のエリア	活断層：概ね千年から数万年の周期で繰り返し動いてきた跡が地形に現れ、今後も活動を繰り返すと考えられる断層。 推定活断層：地形的な特徴により活断層の存在が推定されるが、現時点では明確に特定できないもの。
9	火山	火山噴火予知連絡会により、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」として50火山が選定されている。
10	雪崩危険箇所	過去に雪崩が発生した又は発生するおそれがある斜面について、雪崩到達可能性のある範囲内に民家などがある箇所。
11	液状化の危険度が高い地域	地震時に作用する地震動の強さと地盤のもっている液状化に対する抵抗力から判定した危険度が高い地域。
12	特定植物群落	植物群落のうち、代表的・典型的なもの、代替性のないもの、きわめて脆弱であり、放置すれば存続が危ぶまれるものなど。
13	史跡・名勝・天然記念物から500m以内のエリア	史跡：貝塚、古墳、都城跡、城跡旧宅等の遺跡で歴史上または学術上価値の高いもの。 名勝：庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等の名勝地で芸術上または鑑賞上価値の高いもの。 天然記念物：動物、植物及び地質鉱物で学術上価値の高いもの。
14	下水幹線から5km以内のエリア	最終処分場の処理水を公共用水域に放流する場合は、水質悪化を懸念する下流域の利水（飲用水・農業用水）関係者や内水面漁業権者等に理解を得ることが必要となる。よって、本検討においては、水環境への影響のおそれと、下流域の利害関係者の不安を最小限にするため下水放流を基本として評価を行う。また、下水管敷設工事に伴う交通渋滞等、周辺住民の生活環境への影響を考慮し、下水幹線から5km以内のエリアを設定する。

(2) 現地踏査

「廃棄物最終処分場施設整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版（(社) 全国都市清掃会議）」や他県の事例を参考に、最終処分場の立地を検討する上で特に重要と考えられる以下の5つの観点で、現地踏査の評価項目を設定する。

- ①自然環境、 ②生活環境、 ③土地利用状況、 ④水源、 ⑤その他

以下の知見、及び資料も用いて、上記の項目の評価を行う。

- ・ 1/5 万植生図, 1/2.5 万植生図（環境省）
- ・ 農業用貯水施設図（平成 21 年 3 月）（宮城県）
- ・ 宮城県水道地図（平成 28 年 3 月）（宮城県）
- ・ 電子国土基本図（地図情報）（国土地理院）
- ・ 航空写真

現地踏査の結果を踏まえ、最終処分場候補地として表 2 に示した適合条件への該当状況を確認する。

表 2 現地踏査の適合条件

大項目	小項目	適合条件
①自然環境	植生自然度	特に群落の自然性が高い自然度 9,10 の区域でないこと。
	自然の改変度	人為により改変されていない優れた自然環境を有する土地でないこと。
	地形	候補地抽出条件（埋立容量 200 万 m ³ 程度を確保可能、谷筋勾配が緩やかで、かつ両側の斜面勾配が 1 : 1.5 以上を有する地形）を満足する地形であること。
②生活環境	適地内建築物数	施設配置計画が困難となる位置に建築物が存在しないこと。
	周辺住宅数	周囲 500m 程度の範囲内に大規模な住宅地がないこと。 周囲 500m 程度の範囲内に複数の文教施設（学校等）がないこと。
③土地利用状況	適地内の土地利用	最終処分場の整備が著しく困難となる土地利用がないこと。
	アクセス上の支障物件	アクセス道路の整備が著しく困難となる物件がないこと。
	適地へのアクセス性	搬入道路の整備距離が数 km に及ぶなど、アクセス性が著しく不都合でないこと。 災害によりアクセス困難となるおそれが少ないこと。
④水源	農業水源	下流側 500m 程度の範囲内にないこと。
	水道水源	表流水を利用する水源の場合は、下流側 500m 程度の範囲内にないこと。 伏流水を利用する水源（深井戸等）の場合は、周囲 500m 程度の範囲、及び下流側 1km 程度の範囲内にないこと。
⑤その他		当該地の利用計画が定められており、今後当面の間利用する見込みのある土地でないこと。 周囲 500m 程度の範囲内に国あるいは県指定文化財がないこと。 規制条件レイヤとして設定した農用地区域以外の農地（一団の農地）について現地踏査で確認すること。